

大仏殿別当への御状

文永5年一〇月一日 四七歳

去ぬる正月十八日、西戎^{せいじゆう}大蒙古国^{ちやうじゆう}より牒^{あわ}状到来し候ひ畢んぬ。其の状に云はく「大蒙古国皇帝日本国王に書を^{たてまつ}上る。大道の行なはるゝ其の義^{ばく}邈^{むつみ}たり。信を構へ睦^{むつみ}を修す、其の理何ぞ異ならん。乃至、至元三年^{ひのえとら}丙寅正月日」と。

右此の状の如くんば、返牒に依りて日本国を襲ふべきの由分明なり。日蓮兼ねて勘へ申せし立正安国論に少しも相違せず。急やかに退治を加へたまへ。然れば日蓮^{おい}を放て之を協^{かな}ふべからず。早く我慢を倒して日蓮に帰すべし。今生^{こんじゆう}空しく過ぎなば後悔何ぞ追はん。委^{くわ}しく之を記すこと能はず。

此の趣^{おもむき}方々へ申さしめ候。一処に聚^{じゅじゆう}集^{じゆうぶく}し御調伏有るべく候か。

文永五年^{戊辰}十月十一日

日蓮花押

謹上 大仏殿別当御房